

7 消安第 8004 号
令和 8 年 3 月 31 日

各関係団体の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
牛の管理者及び牛肉の販売事業等が行うべき事項の周知徹底に関する協
力依頼について

平素より牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）の制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

法に基づき、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、消費者の利益の増進等を図るため、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が、牛肉の販売業者には特定牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿の備付・保存が義務付けられているところで

す。しかしながら、近年、生産農場等において、両耳の耳標が脱落した状態になっても耳標の再発行と再装着を速やかに行わず、再装着する際に牛を取り違える事例が発生し、法第 5 条に基づく催告や文書指導を行っています。

また、依然として特定牛肉の販売業者が個体識別番号の不表示や誤表示をし、法第 18 条第 2 項に基づき勧告した事例が発生しています。

このような違反行為の発生は、本制度の適正な運用に支障をきたすとともに、消費者に対する牛肉の生産・流通に係る信頼性を大きく揺るがしかねないと考えています。

国においては法の適正な運用を維持するため、法制度の周知に加え国内でと畜される全ての牛から DNA サンプルを採取するなど科学的手法を用いた監視を行っているところですが、上記の状況を踏まえ更なる法の周知が必要と考えており、都道府県へ協力を依頼するとともに、別添のとおり、地方農政局消費・安全部長についても周知等の対応を依頼したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員や関係事業者における牛の管理者や特定牛肉の販売業者等に対する更なる周知や情報提供を行っていただくよう、御協力をお願いいたします。

特に、販売に係る団体におかれましては、傘下会員のみならず販売先となる特定牛肉の販売業者等に対し、別添の資料を配布いただくなど、法の遵守に向けた周知に協力いただきますようお願いいたします。



別記

(公社) 中央畜産会会長
全国肉牛事業協同組合理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
(一社) 酪農ヘルパー全国協会会長
(公社) 畜産技術協会会長
(公社) 全国和牛登録協会会長
(一社) 日本あか牛登録協会会長理事
(一社) 日本短角種登録協会会長理事
(一社) 家畜改良事業団理事長
(一社) 日本家畜輸出入協議会理事長
(一社) 日本家畜人工授精師協会会長
(一社) 日本ホルスタイン登録協会会長
日本ジャージー登録協会会長
(一社) 中央酪農会議会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
ホクレン農業協同組合連合会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
全国酪農協会会長
(公社) 日本食肉格付協会会長
(公財) 日本食肉流通センター理事長
(公社) 日本食肉市場卸売協会会長
(一社) 日本食肉加工協会理事長
(一社) 日本食肉協会会長
(一社) 日本家畜商協会会長
(一社) 全国肉用牛振興基金協会代表理事会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長
全国食肉センター協議会会長理事
協同組合日本飼料工業会会長
(一社) 北海道酪農畜産協会会長
(公社) 全国農業共済協会会長
(公社) 日本獣医師会会長
(独) 家畜改良センター理事長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
日本チェーンストア協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長

牛トレーサビリティ制度とは

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において、個体識別番号を正確に伝達することで、消費者に対して個体識別番号の提供を促進しています。

仕入れ・販売に係る帳簿の備付け・保存

特定牛肉の仕入れ・販売の帳簿を備え付けて保存してください

帳簿の備付け・保存 例

- 納品書を保存



- 電子媒体で管理



記録は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存

帳簿に記録する事項

仕入れ 仕入れた特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、仕入れた年月日、相手先、重量

販売 販売した特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、販売の年月日、相手先、重量
※販売する相手が不特定かつ多数(消費者)の場合は不要

個体識別番号の表示

特定牛肉を販売するときは個体識別番号の表示が必要です

表示すべき事項

個体識別番号(複数表示は50頭以下)又はロット番号(ロット番号の場合は、併せて問合せ先の表示が必要)

個体識別番号・ロット番号の表示の方法

卸売業者 容器、包装、送り状等の見やすい場所に表示

小売店 容器、包装、店舗の見やすい場所に表示(送り状、販売伝票、納品書等への記載も可)
※口頭のみ伝達は不可

個体識別番号・ロット番号の表示例

部分肉ラベル



精肉プライスラベル



プライスカードとボード表示

本日の販売商品

● 国産牛 バラスライス	個体識別番号 1111111111
● 肩ロース うすざり	ロット番号 BF1234
○ ロット番号 問合せ先	○ 食品(肉) TEL 000-000-0000

※電話番号必須(HPアドレスも可)

色シールで商品と結び付け

● 国産和牛
肩ロースうすざり
¥580

※ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉で、枝肉・部分肉・精肉が該当します。(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く。)

Q. 部分肉からスライス商品を作り、その残りでカレー・シチュー用の商品を作りました。このような商品には、個体識別番号を表示する必要はありますか？

A. 個体識別番号の表示が必要です。

Q. タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)との焼き肉盛り合わせ商品には個体識別番号は必要ですか？

A. タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)の盛り合わせは、同種の混合であり生鮮食品です。このため、特定牛肉であるロースの個体識別番号を表示する必要があります。



陳列するその前に!! 確認しましたか?

その商品の **個体識別番号**

- ⚠️ 牛肉をスライスしてパックする際に、ラベラーの個体識別番号の更新忘れ
- ⚠️ 店内に掲示していた個体識別番号の更新忘れ など



個体識別番号の表示の誤り、不表示が多数発生しています!!

これらは、牛トレーサビリティ法違反となり、行政指導の対象となります!

部分肉に添付される計量ラベルの表示例

名 称		重量
国産 交雑牛	かたコース	10kg
消費期限	保存温度	
2025.00.00	4℃以下・冷蔵保存	
加工年月日	個体識別番号	
2025.00.00	1234567895	
加工者	千代田畜産(株)	
住 所	千代田区霞ヶ関 00-00-00	



対面販売での表示例



本日の販売商品

● 国産牛 個体識別番号
かたコース **1234567895**

個体識別番号と商品が
結び着くように!

包装商品販売での表示例

国産 牛	かたコース	すき焼き用
個体識別番号	1234567895	
消費期限	25.00.00	4℃以下・冷蔵保存
	100g当り 600円	1425
	正味量 220g	
加工者	スーパー うしだ 大手町店	
住 所	千代田区大手町0-0-0	



お問い合わせ先

北海道農政事務所 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-051-031	近畿農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-317-142
東北農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-796-110	中国四国農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-558-110
関東農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-087-110	九州農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-005-110
北陸農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-646-110	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課	☎098-866-1672
東海農政局 米穀流通・食品表示監視課	☎0120-242-110	農林水産省 消費・安全局 米穀流通・食品表示監視室 (ガイダンス番号 2)	☎0120-714-110

写

7 消安第 8004 号
令和 8 年 3 月 31 日

各機関の長（別記参照） 殿

消費・安全局長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
牛の管理者及び牛肉の販売事業等が行うべき事項の周知徹底と指導につ
いて

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づき、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、消費者の利益の増進等を図るため、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が、牛肉の販売業者等には特定牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿の備付・保存が義務付けられているところである。

しかしながら、近年、生産農場等において両耳の耳標が脱落した状態になっても耳標の再発行と再装着を速やかに行わず、再装着する際に牛を取り違える事例が発生し、法第 5 条に基づく催告や文書指導を行っている。

また、依然として特定牛肉の販売業者が個体識別番号の不表示や誤表示をし、法第 18 条第 2 項に基づき勧告した事例が発生している。

このような違反行為の発生は、本制度の適正な運用に支障をきたすとともに、消費者に対する牛肉の生産・流通に係る信頼性を大きく揺るがしかねないと考えている。

このことから、貴職においては特に下記事項に留意の上、本制度の周知徹底と指導が確実に図られるよう、重ねてお願いする。

なお、都道府県知事及び関係団体に対し、別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1 周知する事項

(1) 牛の管理者に対しては、

ア 法に基づき、届出、耳標の装着等の義務が課せられていること

イ アの義務を怠った場合は、法に基づく催告等の措置を受けて公表され、場合によっては罰金刑が科される場合もあること

ウ 虚偽の届出をした場合には、各種補助事業の対象から除外される場合があること

- (2) 牛肉の販売事業者等に対しては、
- ア 法に基づき個体識別番号の表示義務等が課されていること
 - イ 不適正な表示を行った事業者には、勧告・公表する可能性があること

2 周知の方法

- (1) 牛の管理者に対しては、牛の管理者の所属団体や家畜市場と連携しつつ周知徹底を図ること。

(参考資料) 農林水産省 HP「牛トレーサビリティ制度、普及啓発ポスター」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/pdf/maff_poster_27.pdf

- (2) 牛肉の販売事業者等に対しては、管轄する都道府県（政令指定都市等）が開催する食品衛生に係る講習会や様々な機会を活用し、特定牛肉販売業者等への個体識別番号の適正表示に向けた周知を改めて実施すること。

- 3 法違反が疑われるなどの疑義情報があった場合は、速やかに立入検査を実施するとともに、違反を確認した場合は厳正な対応を行うこと。

別記

北海道農政事務所長

東北農政局長

関東農政局長

北陸農政局長

東海農政局長

近畿農政局長

中国四国農政局長

九州農政局長

写

7 消安第 8004 号
令和 8 年 3 月 31 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省消費・安全局長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
牛の管理者及び牛肉の販売事業等が行うべき事項の周知徹底と指導につ
いて

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づき、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、消費者の利益の増進等を図るため、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が、牛肉の販売業者等には特定牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿の備付・保存が義務付けられているところである。

しかしながら、近年、生産農場等において両耳の耳標が脱落した状態になっても耳標の再発行と再装着を速やかに行わず、再装着する際に牛を取り違える事例が発生し、法第 5 条に基づく催告や文書指導を行っている。

また、依然として特定牛肉の販売業者が個体識別番号の不表示や誤表示をし、法第 18 条第 2 項に基づき催告した事例が発生している。

このような違反行為の発生は、本制度の適正な運用に支障をきたすとともに、消費者に対する牛肉の生産・流通に係る信頼性を大きく揺るがしかねないと考えている。

このことから、貴職においては特に下記事項に留意の上、本制度の周知徹底と指導が確実に図られるよう、重ねてお願いする。

なお、都道府県知事及び関係団体に対し、別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1 周知する事項

(1) 牛の管理者に対しては、

ア 法に基づき、届出、耳標の装着等の義務が課せられていること

イ アの義務を怠った場合は、法に基づく催告等の措置を受けて公表され、場合によっては罰金刑が科される場合もあること

ウ 虚偽の届出をした場合には、各種補助事業の対象から除外される場合があること

- (2) 牛肉の販売事業者等に対しては、
 - ア 法に基づき個体識別番号の表示義務等が課されていること
 - イ 不適正な表示を行った事業者には、勧告・公表する可能性があること

2 周知の方法

- (1) 牛の管理者に対しては、牛の管理者の所属団体や家畜市場と連携しつつ周知徹底を図ること。

(参考資料) 農林水産省 HP「牛トレーサビリティ制度、普及啓発ポスター」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/pdf/maff_poster_27.pdf

- (2) 牛肉の販売事業者等に対しては、管轄する都道府県（政令指定都市等）が開催する食品衛生に係る講習会や様々な機会を活用し、特定牛肉販売業者等への個体識別番号の適正表示に向けた周知を改めて実施すること。

- 3 法違反が疑われるなどの疑義情報があった場合は、速やかに立入検査を実施するとともに、違反を確認した場合は厳正な対応を行うこと。

牛トレーサビリティ制度 あなたの牛は、大丈夫？

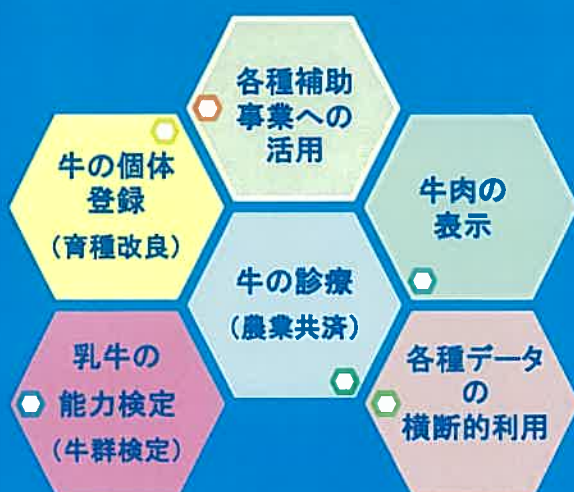


(独)家畜改良センター提供

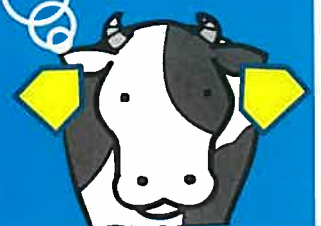
もう一度、確認しましょう！

- 耳標は両耳に装着していますか？
- 出生・転入・転出・死亡の届出は、きちんとしていますか？

牛トレーサビリティ制度は、
色々な場面で活用されています。



出生年月日や品種などを偽って届出した場合、行政処分や罰則の対象になったり、補助事業に参加できなくなる場合があります。



写

7 消安第 8004 号
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
牛の管理者及び牛肉の販売事業等が行うべき事項の周知徹底に関する協
力依頼

平素より牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「法」という。）の制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

法に基づき、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、消費者の利益の増進等を図るため、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が、牛肉の販売業者には特定牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿の備付・保存が義務付けられているところです。

しかしながら、近年、生産農場等において、両耳の耳標が脱落した状態になっても耳標の再発行と再装着を速やかに行わず、再装着する際に牛を取り違える事例が発生し、法第 5 条に基づく催告や文書指導を行っています。

また、依然として特定牛肉の販売業者が個体識別番号の不表示や誤表示をし、法第 18 条第 2 項に基づき勧告した事例が発生しています。

このような違反行為の発生は、本制度の適正な運用に支障をきたすとともに、消費者に対する牛肉の生産・流通に係る信頼性を大きく揺るがしかねないと考えています。

国においては法の適正な運用を維持するため、法制度の周知に加え国内でと畜される全ての牛から DNA サンプルを採取するなど科学的手法を用いた監視を行っているところですが、上記の状況を踏まえ更なる法の周知が必要と考えており、関係団体等へ協力を依頼するとともに、別添のとおり、地方農政局長等についても周知等に係る対応依頼をしたところです。

つきましては、貴職におかれましても、牛の管理者等に対する更なる周知徹底を図っていただくとともに、地方農政局等が行う特定牛肉の販売業者に対する周知等の活動に御協力いただけるようよろしく願いいたします。

別記

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事

滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事